

購入をご検討中の皆様へ

30万円以上/台の
測量機器をご購入の場合

①「中小企業等 経営強化法」による

即時償却

または

税額控除
7%~10%

+

②「生産性向上 特別措置法」による

固定資産税が3年間
0 (~1/2)

両方の認定を受けることにより、両制度の優遇措置を受けることができます。

設備投資を決断
するチャンスです！

500万円の機械を購入した場合

税額控除：最大371,000円

*利益500万円で設備取得価格の10%で計算した場合。
限度額を超える金額については翌事業年度に繰越可能です。

+

固定資産税 0：168,000円の優遇

計 539,000円 の優遇となります。

主な対象機種一例



設備投資に利用できる優遇税制

※2年間延長されました

	中小企業等経営強化法	生産性向上特別措置法
期 間	～2023年3月末日	～2023年3月末日
対 象	<ul style="list-style-type: none"> 資本金もしくは出資金の額が1億円以下の法人 資本金もしくは出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人 常時使用する従業員数が1,000人以下の個人 	<ul style="list-style-type: none"> 資本金もしくは出資金の額が1億円以下の法人 資本金もしくは出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人 常時使用する従業員数が1,000人以下の個人
概 要	「経営力向上計画」を策定 ⇒ 主務大臣へ認定申請	「先端設備等導入計画」を策定 ⇒ 「認定支援機関」の事前確認（必須） ⇒ 市区町村長へ認定申請
優遇内容	・法人税・所得税が即時償却または7～10%税額控除	・固定資産税の課税標準額が3年間0 (~1/2) (地区町村の条例で定める割合)
設備購入のタイミング	【原則】「経営力向上計画」の認定を受けた後に購入。 【例外】購入から60日以内に経営力向上計画が受理されると認められる。	【必須】「先端設備導入計画」の認定を受けた後での購入でないとい認められない。

◆製品ごとに、計画申請に必要な日本測量機器工業会の要件証明書を発行します。

測量機器をお買い求めの販売店にご依頼下さい。

◆詳しくは中小企業庁のホームページをご参照ください。